

青森県林地保全型伐採・再造林ガイドライン

令和5年3月31日

1 本ガイドライン策定の趣旨

本県の森林は、先人達の努力によって戦後に造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、近年、木材の大口需要工場が本県に立地したことなどにより、木材の生産量は増加傾向にあります。

しかし、林業の採算性が低下し、再造林率は低調に推移しているほか、松くい虫やナラ枯れ被害の北上や、人口の減少と高齢化の進行による林業就業者の減少など、自然的・社会的状況の変化に対応した森林資源の循環利用が課題となっています。

また、近年、記録的な豪雨による災害が全国各地で頻発している中、本県では令和3年度には下北地域において、令和4年度には県内の広範囲において被害が発生するなど、山地災害に対する県民の関心が高まっています。

森林は、木材の生産だけでなく、水源の涵養^{かんよう}や土砂の流出防止、二酸化炭素の吸収など多面的な機能を有しており、これらの機能を発揮させ続けるための取り組みも重要であることから、伐採事業者や造林事業者など各事業者が連携し、持続可能な林業経営について森林所有者の理解を得た上で、伐採から再造林を確実に行う体制の構築・強化を進める必要があります。

このため、本県では、林地保全に配慮した森林施業を徹底し、災害防止を図るとともに、伐採・搬出・再造林の一体的かつ計画的な実施に向けて、伐採事業者や造林事業者、山林種苗生産者、関係する各種団体及び森林所有者の一層の連携促進を図るため、国の指針や青森県森林作業道作設指針等を基に、本ガイドラインを策定しました。

林業事業体等が伐採や搬出、再造林に関して作成する行動規範や行動指針などの参考としてください。

2 ガイドラインの適用

本ガイドラインの対象となる施業は、県内の民有林における伐採（主伐、間伐）、搬出（路網整備等）及び再造林とし、林業事業体を作成する行動規範や行動指針などにおいて、以下の3に掲げる内容に基づき必要な事項を定めるものとします。

3 伐採作業と造林作業の連携等について

(1) 伐採・更新計画の作成

ア 伐採・更新計画

① 森林所有者への説明

伐採を行う前（立木売買契約や作業委託・請負契約等の締結前）に、伐採現場の状況を踏まえ、伐採・造林事業者が連携して伐採及び更新の実行に関する計画（伐採・更新計画）を作成し、森林所有者に説明します。

② 伐採・更新計画に定める事項

以下の事項は必ず定めることとし、伐採方法（主伐、間伐）、植栽時期、獣害対策の実施等の項目は必要に応じて追加します。（別紙：伐採・更新計画）

- ・ 森林の所在地：地番、林小班
- ・ 伐採計画：樹種、林齢、面積
- ・ 更新計画（主伐の場合）：更新方法（再造林・天然更新）、造林樹種、面積

イ 市町村森林整備計画との適合

伐採・更新計画は、伐採（主伐）後の適確な更新を確保できるものとし、伐採・更新を行う森林が所在する市町村の森林整備計画に適合するよう留意します。

ウ 伐採・更新計画の遵守

伐採事業者等は、作業開始に先立ち、作業員に伐採・更新計画の内容を周知します。作業を他の事業体に請け負わせるときは、伐採・更新計画を守ることを条件とします。

(2) 契約、許可、届出、制限の確認

ア 森林の土地や立木の権利の確認

伐採事業者が、森林所有者との立木売買契約や作業委託・請負契約等を締結する際には、森林の土地や立木の権利者や権利の区域の範囲を確認します。

イ 保安林や自然公園法等法令の制限

伐採事業者は、保安林や自然公園法等の法令による伐採の規制がある土地であるかどうかを確認し、伐採規制がある場合には、規制内容及を確認し必要な許可等を得ます。

ウ 森林経営計画、伐採及び伐採後の造林の届出（伐採造林届出）の確認

伐採事業者は、認定を受けた森林経営計画の有無について確認することとし、当該森林について認定を受けた森林経営計画が作成されていない場合には、造林補助事業等の支援制度の活用などが可能となるよう、森林所有者等に対し、森林経営計画の作成を働きかけます。

① 認定を受けた森林経営計画が作成されている場合

- ・ 伐採事業者は、計画内容を確認するとともに、事後の伐採等の届出について、

森林所有者等と提出時期や届出内容の確認などの調整を行います。

- ・ 伐採事業者が森林経営計画の作成者の場合は、自らが手続を適切に行います。

② 認定を受けた森林経営計画が作成されていない場合

- ・ 保安林でない場合、伐採事業者は、森林所有者や造林事業者等と連携して市町村森林整備計画に適合した伐採及び造林の計画を立て、伐採を始める90日前から30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」を行い、届出内容に従った伐採及び伐採後の造林を行います。
- ・ 造林事業者は、伐採後の造林が終了した後、30日以内に造林状況を市町村長へ報告することについて、報告時期や報告内容の確認等の調整を森林所有者と行います。
- ・ 立木を買い受けて伐採を行う場合には、伐採後の造林に係る権限を有する者と共同して届出書を提出します。
- ・ 伐採作業を森林所有者等から請け負って実施するときは、森林所有者等による届出手続が適切に行われるよう確認等を行います。

エ 森林の土地の購入の際の届出

- ・ 伐採事業者は、立木と併せて森林の土地を購入した場合、その土地の規模に応じて、国土利用計画法に基づく届出、又は、森林法に基づく森林の土地の所有者届出を行います。
- ・ 計画的な森林施業の実施を図る観点から、森林経営計画が作成されていない森林を購入した場合は、森林経営計画を作成し、認定を受けるようにします。

オ 補助事業等の履歴の確認

伐採事業者は、造林補助事業などの履歴を県や森林組合、森林所有者等に確認し、伐採を行うことにより過去の造林補助事業等の補助金返還などの要件に抵触しないかを確認します。

(3) 伐採に係る留意事項

ア 伐採区域

- ・ 伐採事業者は、伐採開始前に森林所有者と協議を行い、雪崩や落石、風害等を防止し林地の保全を図るため、溪流周辺や尾根筋について保護樹帯を設置することや、野生生物の営巣に重要な空洞木や止まり木の保護を図ることなど留意すべき事項について慎重に検討した上で、伐採の適否を判断します。
- ・ 主伐に当たっては、気候や地形、土壌等の自然条件や、公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採箇所の分散や伐区1箇所当たりの面積規模の縮小を図ります。
- ・ 伐区1箇所の大きさは大面積を避け（法令等により伐採面積の上限が規定されている場合にあつてはその範囲内）、10haを超える場合には、土砂流出等災害防止の観点からの検討を行い、その検討結果に応じて、伐区を複数に分割し、

伐採を空間的、時間的に分散させるようにします。

- ・ 伐採を行う際には、誤って伐採計画範囲や土地の所有界を超えた伐採をしないよう、あらかじめ区域の明確化を行います。
- ・ 森林の公益的機能の発揮の観点から、主伐において、伐採跡地が連続しないよう、伐区間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- ・ 主伐において、植栽木を寒風害等の気象害から守り、バッファゾーン（緩衝地域）の役割を果たすよう、必要に応じ、尾根筋に幅 30 m 以上の保護樹帯を設置します。また、溪流沿いには、土砂流出や溪岸侵食の防止など林地の保全を図るとともに、生物多様性を保全するため、必要に応じ、河道の両側それぞれに必要な保護樹帯を設置します。

イ 作業実行上の配慮

- ・ 伐採事業者は、一時的に使用する作業道や土場について、その後の植生回復に支障を来さないよう土壌攪乱に注意するとともに、埋め戻し等の方法により早期に原状回復するよう対応します。
- ・ 民家や道路等への伐倒木や枝条、転石等の落下や土砂等の流出の防止を図ります。
- ・ 作業地が人家に近い場合には、早朝等における騒音防止など、周辺の生活環境への注意を払います。
- ・ 現場に立て看板を設置すること等により、現場内の安全確保や事故防止を図ります。
- ・ 地域住民の通行する道路では、作業が通行の妨げとならないよう十分に注意を払うとともに、運材のための道路の使用について必要な許可、地域の理解を得た上で作業を行います。
- ・ はい積みの位置は、極力沢筋を避けることとします。
やむを得ず沢筋に設置する場合には、降雨等により下流へ流れ出ないように、安定した状態で置くようにします。
- ・ 森林病虫害被害を防止するため、「青森県マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項」（青森県農林水産部林政課）に基づき、適切な時期に作業を行います。

（４）造林に係る留意事項

ア 更新方法

- ・ 森林所有者は、市町村森林整備計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、造林事業者への委託等により、植栽による更新を確実に

行います。

- ・ 木材生産に適する森林など持続的に林業を行うことが可能と考えられる森林においては、積極的に植栽による更新を行います。
- ・ 天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件や、伐採地の周囲から種子供給が可能であるなど、確実な更新が図られる森林において行うものとするほか、必要に応じて保残帯や保残木等を設けるなどの措置を講じます。
- ・ 更新状況により、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ります。
- ・ 植栽に当たっては、シカやノウサギ、ネズミ等の鳥獣害を防止するため、忌避剤、防護資材の設置や、広葉樹の秋植えを控えるなどの検討をするとともに、適切な保育作業により森林の健全な育成を図ります。

イ 再造林に関する森林所有者への説明

伐採・更新計画を作成する際、伐採事業者は、造林事業者と連携して、森林所有者に対して伐採から再造林までに係る収支や再造林の必要性等をわかりやすく説明するなど、再造林に対する森林所有者の意識の向上に向けた取組を行います。

ウ 伐採と造林の一貫作業の推進

造林における森林所有者等の自己負担の軽減を図るため、伐採と造林の一貫作業による作業効率の向上に努めるものとし、森林所有者からの要請に応じて、一つの事業者が伐採から造林までを一貫して引き受けるか、又は、伐採前に伐採事業者と森林組合などの造林事業者が連携・調整した上で、造林労務を確保します。

エ 苗木の確保

計画的な再造林を進めるため、伐採前に伐採事業者と造林事業者及び山林種苗生産者が連携・調整した上で、林業用種苗需給調整協議会の協議結果も踏まえながら苗木の計画生産、予約購入により計画的な苗木の調達を行います。

(5) 路網整備・土場整備

ア 使用目的・期間に応じた施工

- ・ 路網や土場を作設する者は、作設に当たり、土地所有者等との話し合いなどにより、使用の目的や期間を明確にし、適切な施工を行います。
- ・ 一時的に使うものについては、埋め戻し等の方法により原状回復が早く進むよう、長期にわたり使用するものは必要に応じて、路体への丸太・枝条敷き、土場、法面への種蒔き、むしろ張りなど、早期に緑化、安定するよう配慮します。

イ 整備に当たっての留意事項

① 基本的な考え方

- ・ 立木の伐採等による林産物の搬出に当たっては、地表のかく乱や林地の崩壊、土砂流出等により災害が発生しないよう、現場の傾斜や土質などの状況に

応じて架線系集材とするなど、林地の保全に配慮した搬出方法とします。

- ・ 路網や土場は、伐木造材や集材等に使用する機械の種類等に適合し、作業効率が最大になるように配置することとし、その際、現地踏査や資料等により地形や地質、気象条件、水系等を確認するとともに、道路等の公共施設や人家、田畑、埋蔵文化財、地下構造物などの有無、野生生物の生息、生育の状況等も考慮します。
- ・ 森林作業道の作設に当たっては、「青森県森林作業道作設指針」に基づく路線計画、施工、環境への配慮、管理を行うこととし、林地の保全や民家、一般道、水源地付近での配慮、生態系と景観保全への配慮、切土・盛土の処理や法面の保護、排水の処理等を適切に行います。

② 林地保全への配慮

- ・ 路網や土場の作設により、林地の崩壊や土砂の流出などの災害が発生しないよう、傾斜等地形に応じた集材方法及び使用機械を選定するとともに、丸太柵など林地保全に配慮した工法等を採用することとし、必要最小限かつ地形に沿った路網や土場の配置を計画します。
- ・ 路網の幅や土場の広さは、作業の安全を確保した上で必要最小限のものとし、作設の際には、切盛の高さを低くし土工量を抑えるなど林地保全に配慮した施工を行い、盛土の締固めや丸太柵等による補強、法面保護工の実施など、必要な対策を講じることにより盛土や法面の安定化を図ります。
- ・ 急傾斜地や地形、地質、土壌の条件等が悪い、また、溪流に近接しているなど、林地の崩壊や土砂の流出を引き起こすおそれがある場合には、路網や土場の作設を避けることとします。
- ・ 作設時においても、山腹法面の状態や水の流れなど、現場の状況に注意を払い、路網や土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにします。
- ・ 路網は、溪流を横断する箇所ができるだけ少なくなるよう配置するとともに、路面の洗堀や路肩の崩壊等が発生しないよう、現地発生材を利用した丸太水路や流量が多い場合には暗渠管などの排水施設を設置し維持管理を行うなど、路面等の保護のための排水処理を適切に行います。
- ・ 溪流沿いには、土砂流出や溪岸侵食の防止など林地の保全を図るとともに、生物多様性を保全するため、必要に応じ、河道の両側それぞれに必要な保護樹帯を設置します。

③ 周辺環境等への配慮

- ・ 伐倒木や枝条、転石等の落下や土砂等の流出の防止を図ります。特に、民家及び道路や鉄道などの重要な施設が直下にある場所には、作設を避けることとします。
- ・ 人家に近い場所に作設する際には、早朝等における騒音防止など、周辺の生

活環境への注意を払います。

- ・ 取水の施設等がある場合は、濁水を発生させないように、その周辺では作設を避ける等の対応を行います。

（６）事業実施後の留意事項

ア 枝条残材、廃棄物の処理

- ・ 伐採事業者は、枝条残材を利用しない場合、林地で雨水を堰き止め、崩壊を誘発すること等がないよう片付け方に十分注意するとともに、あらかじめ発生量を見積もって場所の準備や処理方法等を想定し、枝条残材の山積みを避けます。
- ・ 溪流敷に落ちた端材等は、溪流敷外に搬出し、降雨等により下流へ流れ出ないように、安定した状態で置くようにします。
- ・ 廃棄する資材、廃油等は全て持ち帰り、適切に処分します。

イ 路網・土場

- ・ 一時的に使用した路網、土場は、事前の土地所有者等との取り決めにに基づき埋め戻すなどし、植生の回復を促します。
- ・ 長期間にわたり使用する路網、土場については、あらかじめ管理者や森林所有者等と管理・補修方法について取り決めた上で、設置・利用し、設置に当たっては長期間壊れにくい施設となるよう必要な排水処理等を行うとともに、作業によって荒れた箇所について取り決めに従って補修を行います。
- ・ 森林作業道については、管理者は必要に応じ、ゲートの設置や施錠などにより一般者等の侵入を防ぐなど適正に管理します。
- ・ 伐採事業者が運材に使用した道路等については、管理者や森林所有者等との取り決めに応じて、必要な補修等を行います。

（７）健全な事業活動

ア 労働安全衛生

- ・ 伐採事業者及び造林事業者は、労働安全衛生法をはじめとする関係法令等を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組みます。
- ・ かかり木処理やチェーンソーによる伐木作業等に関する厚生労働省のガイドラインや、林業・木材製造業労働災害防止規程等を備え、具体的な事項についてはこれを参照し作業を行います。
- ・ 現場には、作業主任者や伐木等の特別教育修了者などの必要な有資格者を適正に配置するとともに、緊急連絡体制等を整備します。
- ・ 林業機械の新たな導入、作業方法や作業手順の変更等を行う場合にはリスクアセスメントを実施し、危険予知ミーティングの実施等も含めて、危険要因排除の

取組を行います。

- ・ 労働安全には特に注意を払い、健康診断を定期的実施するとともに、熱中症や振動障害の予防など、従業員の健康維持の取組を行います。
- ・ 死亡災害が多発しているかかり木処理作業など伐木造材作業や、車両系林業機械の運転作業について、安全教育等を通じて安全作業を徹底します。

イ 雇用の改善・事業の合理化

- ・ 伐採事業者及び造林事業者は、労働基準法をはじめとする関係法令を遵守するほか、雇用通知書等による雇用管理関係の明確化、従業員の常用化等の雇用の安定化、社会保険、労働保険の加入など、労働条件の改善を図ります。
- ・ 日常の業務を通じた従業員の技術習得のほか、研修への計画的な派遣等により、従業員の技術の向上を図ります。
- ・ 施業集約化による森林施業の実施の働きかけや、現場の地形条件等に適合した林業機械を活用した作業システムにより、効率的な施業を実施できる人材の育成を促進し、生産性の向上を図りながら、事業量の安定的確保を図ります。

ウ 作業請け負わせ

- ・ 伐採事業者は、伐採搬出作業を他の事業体に請け負わせる場合は、条件や内容等の明確な契約を文書で交わすこととします。
- ・ 伐採事業者又は造林事業者は、請負作業については、森林所有者から同意を得た伐採・更新計画の内容を遵守することを契約の条件とし、契約金額はそれに見合ったものとします。
- ・ 可能な限り、請け負わせ先の事業体が計画作成の段階から関与しておくこととし、計画変更などが、請け負わせ先、自社、森林所有者の三者間で円滑に進むよう配慮します。

エ 事業改善

- ・ 伐採事業者は、事業実施について、作業日報等による工程管理を行い、伐倒、集材、造材、運材と、集材等と併せて行う機械地拵えの作業について、実行データを分析してボトルネックがあれば対処すること等を通じて、事業活動の改善に取り組みます。

(8) 事後評価

- ・ 全ての作業が終了した後、伐採・更新計画に則って作業を完了したことを所有者に報告し、所有者又は代理人の確認を得ます。
- ・ 伐採・更新計画について事業体内部で事後評価を行います。計画ならびに作業実施が適正であったかを検討し、次回からの改善につなげます。

伐採・更新計画書

(計画作成日) 年 月 日

(計画作成者)

所在地:

事業体名:

代表者名:

担当者名:

T E L:

1 現場の所在地と現況

【現場所在地】				林 班:
(市町村)	(大字)	(字)	(地番)	小 班:
				施業番号:
【樹種・林齢・面積】				
☐ スギ	☐ カラマツ	☐ アカマツ	☐ その他 ()	年生 ha
☐ スギ	☐ カラマツ	☐ アカマツ	☐ その他 ()	年生 ha
☐ スギ	☐ カラマツ	☐ アカマツ	☐ その他 ()	年生 ha
				計 ha
【特記事項】				

2 伐採更新に関する制限

【森林の種類】	【必要な許可・届出】
☐ 保安林	☐ 保安林伐採許可 (許可番号:)
☐ 森林経営計画対象森林	☐ 森林経営計画に係る伐採等の届出書 (作業後届出)
☐ 地域森林計画対象森林	☐ 伐採届
【境界の確認】 ☐ 済 (問題なし) ☐ 確認中	
【特記事項】 ※自然公園法等他の法令の取り扱いなど	

3 伐採計画（数値は現場を確認した上での概数）

予 定 作業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
生産量	☐ 立木材積 ☐ 利用材積		
	ス ギ	m3	
	カラマツ	m3	
	アカマツ	m3	
	そ の 他 ()	m3	
	計	m3	
路網・土場 開 設	☐ 土 場（仮設 箇所・常設 箇所） ☐ 作業道（仮設 m・常設 m）		
伐出方法	【伐採方法】 ☐ チェーンソー ☐ 重機 ☐ 併用		
	【集材方法】 ☐ 重機集材 ☐ 架線集材		
	【使用する機械】		
	☐ ハーベスタ	☐ フェラーバンチャ	☐ プロセッサ
	☐ グラップルソー	☐ グラップル	☐ 油圧ショベル
	☐ フォワーダ	☐ スキッダ	☐ トラクター
	☐ 集材機	☐ スイングヤーダ	☐ タワーヤーダ
☐ トラック（ t 車）	☐ フォーク収納型グラップル バケット（フェリングヘッド付き）	☐ フォーク収納型グラップル バケット	
☐ その他（ ）			
作 業 時 の 配慮事項	☐ 谷川横断	☐ 谷川・湖沼沿い	☐ 急傾斜
	☐ 土質	☐ 湧水	☐ 崩落
	☐ 地割れ	☐ 支障木	☐ 民家・建造物
	☐ 道路	☐ 鉄道	☐ 水源
	☐ 電線・電話線	☐ 水道管	☐ 景観
	☐ 野生生物	☐ 特別な植生	☐ 倒木・立枯木
	☐ 墓地	☐ ほこら等	
	☐ その他		
後処理	【土 場】		
	【作 業 道】		
	【枝条残材】		

4 更新計画（数値は現場を確認した上での概数）

☐ 天然更新	ha		
☐ 再 造 林	ha		
（ス ギ	ha、カラマツ	ha、その他	ha）
<地拵え>	☐ 自社で実施	☐ 他の実施予定者（	）
<植え付け>	☐ 自社で実施	☐ 他の実施予定者（	）

5 地図

6 所有者（代理人の同意）

本計画のとおり伐採搬出が行われることに同意します。

年 月 日 （署名）

7 作業中の計画変更（重大な変更の場合は、所有者から確認の署名を得る）

変 更 点	
理 由	
変 更 日	年 月 日 （確認の署名）
変 更 点	
理 由	
変 更 日	年 月 日 （確認の署名）
変 更 点	
理 由	
変 更 日	年 月 日 （確認の署名）

8 所有者（代理人）の作業完了確認

本計画に則り伐採搬出が行われたことを確認しました。

年 月 日 （署名）

作業前チェックリスト

項 目	チェックする内容	確認 済	該当 なし
事前確認 ・手続き	ガイドラインの内容を確認した。	☐	☐
	保安林や自然公園などの伐採制限がある森林ではない。	☐	☐
	過去の補助事業の履歴を確認した。	☐	☐
	認定を受けた森林経営計画が作成されている森林の場合、計画の変更について確認した。	☐	☐
	長期施業委託契約等の有無を確認し、有る場合は委託先と取扱いについて協議する。	☐	☐
	届出期間内に「伐採及び伐採後の造林の届出」を行った。	☐	☐
	保安林の場合、指定施業要件を確認の上、伐採許可申請を行った。	☐	☐
	運材のための道路の使用について必要な許可、地域の理解を得ている。	☐	☐
	土地や立木の権利者や権利の区域の範囲等を確認した。	☐	☐
伐採更新 計画作成	境界が不明確である場合、隣接する所有者に確認し、合意を得た。	☐	☐
	伐採後の更新について所有者の意向を確認した。	☐	☐
	再造林する場合、自社請負又は造林を行う事業体との連携で行うか確認した。	☐	☐
	天然更新の場合、森林所有者に伐採後の更新が図られやすい施業の提案をした。	☐	☐
	伐採方法や伐採後の再造林を考慮した具体的な作業計画を立てた。	☐	☐
伐採箇所	木材生産に適した場所や天然更新の可能性が低い森林の場合、再造林を提案した。	☐	☐
	急傾斜や岩石地等、皆伐を控える森林ではない。	☐	☐
	尾根筋や谷筋、人家や道路沿いの急傾斜等、皆伐を控える森林ではない。	☐	☐
	条例指定されている重要水源や溪流沿いの森林、環境・観光資源として重要な森林ではない。	☐	☐
	墓地や山ノ神等の有無を確認し、これらの祭祀の場を乱さず作業を行うよう配慮する。	☐	☐
路網・土場	電線、電話線等の有無を確認し、これらを切断することの無いよう配慮する。	☐	☐
	大面積を伐採する場合は、伐採区域や時期を分散させる等の配慮をしている。	☐	☐
伐採作業	路網・土場について使用目的・期間が明確になっている。	☐	☐
	路網・土場については林地保全に配慮した配置を検討する。	☐	☐
	民家・一般道・水源地等の重要な保全対象に配慮した作業方法を検討する。	☐	☐
更 新	「伐採作業中」や「関係者以外立入禁止」の看板を設置し安全確保・事故防止に努める。	☐	☐
	地域住民の生活や産業活動の迷惑とならないよう作業方法を検討する。	☐	☐
	天然更新の場合、必要に応じて保残帯や保残木等を設けるなどの措置を講じる。	☐	☐
広葉樹林に する場合の 成否判定	人工造林の場合、地拵の手間を省けるよう枝条残材の整理に努める。	☐	☐
	枝条残材の置き場所、置き方については林地保全・景観に十分配慮する。	☐	☐
	周辺に広葉樹がある。	☐	☐
	病虫獣害が認められない。	☐	☐
	造林前に草地等の非森林ではなかった。	☐	☐
	顕著な更新阻害要因(ササやシダ等)がない。	☐	☐
	十分な密度の前生稚樹が生育している。	☐	☐
労 働 安全衛生	萌芽更新が可能である。	☐	☐
	除伐や間伐等で伐り残した広葉樹がある。	☐	☐
	現場作業員には必要な資格取得、教育の受講をさせている。	☐	☐
	KY活動、指差呼唱、リスクアセスメントの実施体制を整えている。	☐	☐
	作業計画を作成し、現場作業員に周知している。	☐	☐
	労災発生時の緊急連絡体制が整備されている。	☐	☐
	労災発生時の応急措置・傷病者の搬送方法が明確化されている。	☐	☐